

機関番号：34504
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2008～2010
 課題番号：20530582
 研究課題名（和文） 異種業者間の信頼醸成がコモンズ保全に及ぼす効果：沖縄本島での調査研究と実験的検討
 研究課題名（英文） Effects of trust among various actors on managing of commons: Researches in Okinawa islands and experimental examinations.
 研究代表者
 野波 寛 (NONAMI HIROSHI)
 関西学院大学・社会学部・教授
 研究者番号：50273206

研究成果の概要（和文）：

本研究では、コモンズの管理をめぐる多様なアクター相互での、何らかの価値にもとづく管理権の承認可能性を正当性と定義した。沖縄県と内モンゴル自治区（中国）での調査より、アクター間における正当性の相互承認の一致が、コモンズの適正管理を促す社会的ガバナンスの重要な規定因であることが示された。また、シミュレーション・ゲーミングの一種である“誰がなぜゲーム”を開発し、正当性の相互承認構造を実験的に検討する方途を開いた。

研究成果の概要（英文）：

Legitimacy in the present study was defined as approvability of rights based on some values among various actors, to manage commons. Researches in Okinawa pref. in Japan and Inner Mongolia in China revealed that consistency in mutual approvals of legitimacy among actors is important determinants of social governance to manage commons appropriately. Moreover, “Who & Why Game” as a kind of simulation gaming was designed to examine the construction of mutual approvals of legitimacy.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：心理学・社会心理学

キーワード：コモンズ、正当性、信頼、合意形成、沖縄、内モンゴル自治区、“誰がなぜゲーム”

1. 研究開始当初の背景

わが国では近年、森・川・海といったコモンズの保全を目的に多様なアクターが共同統治を行おうとする際、コモンズの正当な管理者は誰かをめぐって混乱が多発している。こうした混乱がなぜ発生するのか、それが近年に多発するようになった理由は何かについて、本研究ではまず、次のように考察した。

近年のわが国では、公共政策決定やサービス供給を、行政の一元的管轄から企業やNGOなどによる共同統治、すなわち社会的ガバナンス

(social governance) へ移行する動きが散見される。コモンズとしての自然財や社会的資源には、利害の異なる多様な人々が関与する。行政が一元的に管理していたコモンズを、多様な人々の共同管理へ移行させる社会的ガバナンスの進展過程では、共同統治への参加権をどのアクターに認めるか、どのアクターを管理者と承認するかといった事項でアクター間に不一致が生じ、これが混乱をもたらすのである。

2. 研究の目的

本研究では、コモンズの適正管理に必要な安

定的な社会的ガバナンスを構築するために、その前提として、多様なアクター間での正当性の相互承認構造に関する分析を提起する。

誰がどんな価値のもとにコモンズを管理するかに関する社会的認知・承認は、環境社会学で正当性 (legitimacy) と定義される (宮内, 2006)。本研究ではこれをもとに、自己を含む各アクターに対する、何らかの価値にもとづくコモンズの管理権 (自他のコモンズ利用に一定の規制を加える権利) に関する承認を、正当性と定義する (野波・加藤・中谷内, 2009; 2010)。多様なアクターによるコモンズの共同統治は、正当な管理者として誰を承認するかの判断がアクター間で一致したとき、そのように合意された管理者のもと、効果的に機能すると考えられる。

以上より本研究では、コモンズの適正管理につながる機能的な社会的ガバナンスの前提として、アクター間での正当性の相互承認を提起し、国内外での調査とシミュレーション・ゲーミングを用いた実験的手法によって、これを社会心理学的観点から検討する。

3. 研究の方法

(1) 沖縄県における調査

正当な管理者についての判断がアクター間で一致し、コモンズの適正管理がなされる事例として、沖縄本島の恩納村における赤土流出対策を取り上げる。恩納村での赤土流出対策の共同統治の成立経緯について、関係者へのインタビュー調査による質的分析を行う。次に、アンケート調査にもとづく数量的分析を加える。

(2) 内モンゴル自治区における調査

コモンズにかかわる多様なアクター間での正当性の相互承認構造の分析を、国外の事例に適用する。本研究では、内モンゴル自治区 (中国) における生態移民政策に焦点を当てた。生態移民政策の当事者および非当事者へインタビュー調査を行い、関係者間での正当性の相互承認構造について質的分析を加える。

(3) 実験的検討: “誰がなぜゲーム” の開発

コモンズに関与する多様なアクターの正当性を調査的手法で検証する試みは、これまでにいくつか存在する。しかし、厳密な条件統制を伴う実験的な手法による検証は、世界的にほとんど例がない。本研究ではこのため、正当性に関する実験・教育用のシミュレーション・ゲーミングである “誰がなぜゲーム (Who & Why Game; W²G)” の開発および実施を進める。

4. 研究成果

(1) 恩納村におけるインタビュー調査

沖縄県国頭郡恩納村には大型の海洋リゾートホテルが多く、海や砂浜といった沿岸域は、村の重要な観光資源である。一方、恩納村漁業協同組合 (漁協) の収益は約 12 億円 (平成 19 年度) で、恒常的に黒字を維持している。収益のほとんどは村内のイノー (ラグーン) におけるモズク・海ブドウ・アーサなどの養

殖による。このことから恩納漁協は、イノーの保全と資源の持続的利用に主眼を置いた漁業を重視する。以上より、観光資源あるいは漁業資源として、恩納村のイノーは村全体の重要な共有財と理解できる。

イノーへ深刻な被害を及ぼす問題として、1960 年ごろより発生した赤土流出がある。恩納村ではこの問題へ、行政職員・漁協組合員・一般住民などで赤土対策協議会を設立して取り組んでいる。村内で造成事業などがあると、当該区内の関係者と行政、漁協組合員を含む協議会が発足し、事業関係者に対する赤土防止策の徹底や巡回監視などの活動を行う。

この協議会には、村や県の条例などによる裏づけはなく、したがって協議会の答申や要請などにも、法的ないし政治的な担保はない。にもかかわらず、これまで恩納村での造成事業などで、協議会の答申を事業関係者が拒絶したことは殆どないという。これらの事業の進行や中止にかかわる最終的な管理権を持つのは村や県の行政だが、住民を動員した情報収集や、それをもとにした意見づくりなどを実際に行うのは漁協と住民から成る協議会であり、行政と協議会の共同統治にもとづいて、イノーが管理されている (図 1 参照)。

2つのアクターによる並立的なチェック体制＝共同統治システム

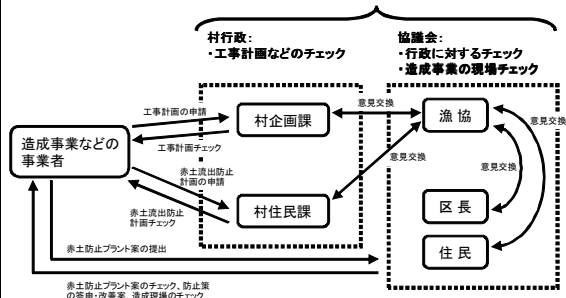


図 1 赤土流出に対応する村行政・漁協・一般住民による共同統治システムの概要

この共同統治システムについて、特に恩納漁協の役割に焦点をあて、恩納村行政職員 3 名、漁協関係者 1 名、協議会メンバーの一般住民 1 名 (いずれも男性) を対象にインタビュー調査を実施した。

このインタビュー結果より、恩納村の赤土対策における行政・漁協・住民という 3 者間での正当性の相互承認が、図 2 のように構造化された。この図が示すように、恩納村における村行政と一般住民はいずれも、漁協を赤土流出問題の対応策を策定する正当な権利者、すなわちイノーの管理者と承認しており、その点ではアクター間で合意が成立していた。ただし、漁業権の保持という制度的な基盤にもとづいて漁協の正当性を承認していた村行政に対し、一般住民は認知的な基盤である信頼性によって漁協の正当性を認めていた。つまり、ある特定のアクターがコモンズを管理する権利を、他のアクターはそれぞれ異質の基盤から承認する事態となっていた。

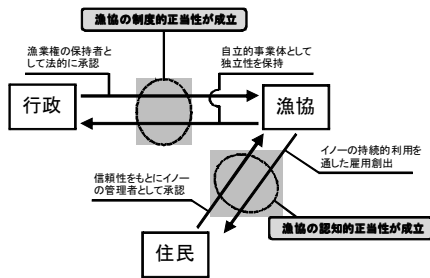


図2 共同統治システムを構成する村行政・漁協・住民の間の正当性の相互関係

通常、各アクターが重視する正当性の基盤が一致しなければ、コモنزの管理者としてどのような個人や組織を承認するかをめぐり、アクター間で不一致が生じやすい (Häkiki, 2007; 熊本, 1999)。しかし恩納村では、行政と一般住民が重視する正当性の基盤が異なっていたものの、両者はいずれも漁協をコモنزの管理者と承認していた。協議会そのものは法的にも政治的にも担保されないが、組織のコアメンバーである漁協に行政と住民が制度的ないし認知的正当性を承認することで、協議会の答申や意見に法的あるいは社会的な裏づけが与えられていたと推測できる。

恩納村の漁協は、沿岸海域での漁業権行使と、それによる経済的自立を通して、行政に制度的正当性を承認させる経緯を作ってきたと言える。さらに一般住民には雇用の創出、つまり沿岸での漁業から得られる利益の配分と、その利益の保証につながる沿岸海域の保全を意図した活動を展開してきた。この経緯により住民から漁協への信頼 (山岸, 1998) が醸成され、認知的正当性の基盤となった可能性は高い (野波・加藤・中谷内, 2008; Nonami & Willis, 2009)。以上より本研究では、あるアクターの権利が他のアクターから承認される上で、制度的正当性と認知的正当性がいずれも重要な基盤になることが示された。

(2) 恩納村におけるアンケート調査

既に述べたように野波ら (2009; 2010) は、自己を含む各アクターに対する、何らかの理由・価値にもとづくコモنزの管理権への承認可能性を、正当性と定義した。さらに、恩納村でのインタビュー調査より、正当性は制度的正当性 (institutional legitimacy) と認知的正当性 (perceived legitimacy) に分類された (野波ら, 2009)。前者は法的・政治的な規定など制度的担保にもとづく正当性であり、一方で認知的正当性とは、こうした制度的担保が乏しく、アクター間での信頼性や当事者性といった主観的評価に依拠した正当性である。

あるアクターの正当性が制度的担保を獲得した場合、他のアクターは強制的に当該アクターの正当性の承認を強いられる。すなわち、法規性 (法的・政治的な取り決めで自他の権利が担保されているという認知) のような制度的基盤から成立した正当性は、変動可能性の低い構造化されたものとなる。この場合、

当該アクターの認知的正当性の基盤となる信頼性などに対する人々の関心は、低下するであろう。換言すれば、法規性のような制度的基盤にもとづく制度的正当性の承認は、信頼性など認知的基盤にもとづく認知的正当性の成立に干渉効果を持つと予測できる。

本研究では以上の仮説について、恩納村における行政職員・漁協組合員・一般住民・協議会メンバーという4種のアクターが赤土流出対策の策定に参与する権利に焦点をあて、調査を行った。なお正当性の制度的基盤としては法規性を取り上げ、これに対して認知的基盤としては信頼性のほか、信頼の規定要因とされる専門性と誠実性、ならびに類似性 (中谷内・野波・加藤, 2009) を取り上げた。

調査方法 恩納村全域で、各区の選挙人名簿をもとに住民497名を層別無作為抽出し、郵送による調査票の配布・回収を行った。また、赤土流出問題に関与の深い恩納村漁協の正組合員にも、漁協関係者に調査票 (100部) の配布を依頼し、郵送で回収を行った。

質問項目 赤土流出防止の政策や制度を作る権利について、行政職員・漁協組合員・一般住民・協議会メンバーのアクター4種それぞれの正当性、それぞれの法規性 (制度的な基盤)、それぞれの信頼性ならびに専門性・誠実性・類似性 (認知的な基盤) について、すべて5段階尺度で訊ねた。

調査結果 恩納村全域を対象とした無作為層からの回収は188 (有効回収率39.5%)、漁協からの回収は24 (有効回収率24.0%) で、両者を合計した最終有効回答数は212 (有効回答率36.8%)。うち男性116名 (54.7%)、女性90名 (42.5%)、6名は性別無回答であった。

表1 赤土流出対策に関するアクター4種の正当性および制度的・認知的基盤に対する評価

	行政職員 への評価	漁協組合員 への評価	一般住民 への評価	協議会メンバー への評価
正当性	4.13 ^a	3.89 ^b	3.57 ^c	3.89 ^b
法規性	4.01 ^a	3.96 ^a	3.43 ^b	3.66 ^c
信頼性	3.04 ^a	3.00 ^{ab}	2.77 ^b	3.21 ^a
専門性	3.26 ^a	3.38 ^a	2.58 ^b	3.34 ^a
誠実性	3.51 ^{ab}	3.30 ^{ac}	3.26 ^c	3.57 ^b
類似性	3.02 ^a	3.39 ^b	3.00 ^a	3.08 ^a

注1) 数値は5段階尺度 ('全くそう思わない' [1]- '非常にそう思う' [5])

注2) 異なるアルファベットは多重比較 (Tukey法) による有意差を示す

4種のアクターそれぞれの正当性、制度的基盤としての法規性、認知的基盤としての信頼性、専門性および誠実性と類似性を、表1に示す。それぞれに対してアクターを独立変数とする1要因 (4水準) のANOVAを行った結果、すべてにアクターの主効果が認められた。多重比較 (Tukey法) の結果は、同じく表1の通りである。赤土流出問題の対策を決定する権利の正当性は、行政職員に対して高く承認されていた。また法規性は行政職員と漁協組合員に承認される一方、信頼性は一般住民以外に高く承認されていた。

次に、制度的正当性が認知的正当性に干渉するという仮説を検証するため、アクター4

種それぞれの法規性に関する平均値をもとに、対象者を法規性高群および低群に分割した。それぞれの群において各アクターの正当性を被説明変数、信頼性・専門性・誠実性・類似性を説明変数とする重回帰分析（一括投入法）を行った。表2はその結果である。

表2 アクター4種の法規性（制度的基盤）高群・低群における各アクターの正当性を従属変数とした重回帰分析結果

	行政職員の正当性		漁協組合員の正当性		一般住民の正当性		協議会メンバーの正当性	
	法規性・高 (N=74)	法規性・低 (N=138)	法規性・高 (N=77)	法規性・低 (N=135)	法規性・高 (N=120)	法規性・低 (N=92)	法規性・高 (N=95)	法規性・低 (N=117)
信頼性	0.20	0.32**	0.27*	0.34**	0.30**	0.51***	0.20	0.48***
専門性	-0.00	-0.01	0.08	0.04	-0.06	0.18	0.12	0.05
誠実性	0.06	0.10	0.35**	0.07	0.16	-0.10	-0.13	0.01
類似性	0.10	-0.02	-0.01	0.20	-0.02	0.28*	0.19	0.00
R ²	0.10	0.14***	0.38***	0.30***	0.14**	0.31***	0.14*	0.26***

注) 数値はβ係数および重決定係数。*p<.05, **p<.01, ***p<.001

行政職員と協議会メンバーの正当性には、法規性低群のみで信頼性の影響が認められた。また、信頼性が正当性を促進する効果は、アクター4種の評価すべてにおいて、法規性高群よりも低群で大きいことが明らかになった。すなわち、政策を決定する各アクターの権利の正当性が認知的基盤（信頼性）にもとづいて成立するのは、それぞれのアクターの制度的基盤（法規性）が弱い場合のみであった。したがって、制度的正当性が認知的正当性に干渉するという当初の仮説は支持された。

認知的正当性に対する制度的正当性の干渉効果は、各アクターの正当性が法的・政治的な基盤で構造化された結果、そのアクターの認知的基盤に対する人々の関心や注視が低下することで発生する。特定のアクターにコモنزの管理権を承認する制度を作ることで、コモنزの管理者が明確になる。これ自体は、コモنزの管理をめぐるアクター間の合意形成を促し、コモنز・ジレンマを解決する重要なステップである。しかしこうした制度が構築されることで、コモنزの管理権を承認する根拠に関する人々の熟慮が低減する可能性を、本研究の結果は示している。

(3) 内モンゴル自治区でのインタビュー調査

恩名村における調査から得られた知見をもとに、コモنزとしての自然財の保全に関与する多様なアクター間での制度的ないし認知的正当性の相互承認構造について、国外の事例を取り上げて調査を実施した。本研究で焦点を当てたのは、中国の内モンゴル自治区において草原の保全を目的に導入されている生態移民政策である。

中国全土の都市域では近年、降砂の被害が重大視されている。特に、北京から地理的に近い内モンゴル自治区の砂漠化は首都に深刻な砂嵐を発生させる原因と目され、対策が急務となった。このために中国政府が導入したのが、生態移民政策である。以下、内モンゴル自治区におけるこの政策の導入経緯と概要を述べる。

1984年以前 内モンゴル自治区は従来、遊牧を主要な生活スタイルとするモンゴル民族がマジョリティであった。遊牧を営む人々は牧民と呼ばれる。1984年頃まで、内モンゴル自治

区の草原はホットアイル（牧民のコミュニティ）単位で管理されていた。ただし、草原の所有権が明確だったわけではなく、家畜を増やさない・穴を掘らない（馬が足を折る）・事前に承認を得る、といった規範を遵守すれば、あるホットアイルの牧民が他のホットアイルの草原を利用することも可能であった。この頃の草原は特定の所有者がなく、牧民であれば誰もが比較的自由に利用できたオープン・アクセスな資源であったと言える（坂本・野波, 2010）。

1984年-2000年 1984年から、ガチャー（集落）単位での草原の分割管理が導入された。これは利用権細分化政策と呼ばれ、ガチャーごとに草原を区分した上で、そこに戸籍を置く住民のみに30年の利用権を与えるものである。これにより草原は制度上、特定の人々のみが利用可能なローカル・コモنزに変化したと言える。

2000年以降 草原の植生回復を目的として、牧民に遊牧を廃止させて都市に移住させ、一定の補償と住居を与えて定住させる政策が、中央政府によって2000年に導入された。これが生態移民政策である。この政策は、砂漠化の原因が過度の放牧であるとの前提に立って、牧民に草原の利用を事実上禁止するものであった。

以上より、生態移民政策にかかわるアクターとしては、砂漠化を引き起こす加害者と見なされている牧民（生態移民）、砂漠化の被害者とされる都市住民、政策の推進者である行政職員の3つが挙げられる。この3つのアクターに対し、コモنزとしての草原の管理権がどのアクターにあると思われるか、その理由は何かについて、半構造化面接法によるインタビューを実施した。対象者は、生態移民8名（内モンゴル自治区正藍旗A村、男性7名女性1名）、都市住民12名（内モンゴル自治区首府フフホト市、男性10名女性2名）、行政職員5名（正藍旗職員、男性3名女性2名）であった。

このインタビュー結果より、生態移民政策をめぐる生態移民・都市住民・行政職員という3者間での正当性の相互承認は、図3のように構造化された（野波・坂本, 2010）。

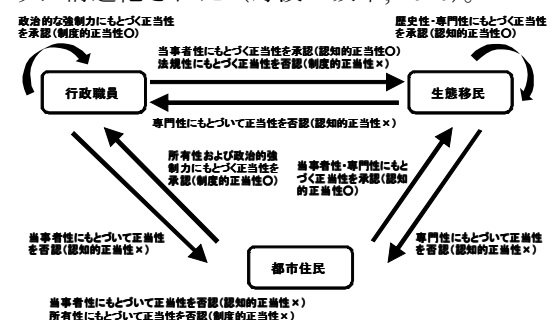


図3 内モンゴル自治区での草原の管理権をめぐる3つのアクター間での制度的正当性と認知的正当性の相互承認構造

生態移民の権利に着目すると、以下の点が理解できる。まず生態移民自身は、自らが草原を管理する権利を認知的基盤によって承認し、都市住民も同様に生態移民の権利を認知的基盤から承認する。しかし行政職員は生態

移民の権利を、制度的基盤にもとづいて否認する。この一方、行政職員の正当性は、次のように記述できる。まず行政職員自身は、自らの権利を制度的基盤から承認し、都市住民もこれと同様、行政職員の権利を制度的基盤によって承認していた。しかし生態移民は、行政職員の権利を認知的基盤から否認していた。以上の結果から、草原の適正管理を目的とした生態移民政策は、その決定や運営を行う正当な権利が生態移民と行政のいずれにあるのか、その正当性の根拠は何かをめぐって、アクター間に不一致が生じている可能性が指摘できる。このような正当性の相互承認の不一致は、政策の受容や有効性の評価をめぐってアクター間に差異を発生させ、政策そのものの機能不全へとつながる可能性がある。

さらに、生態移民は行政職員の制度的正当性を承認しつつ、彼らの認知的正当性は否認したのに対し、都市住民は行政職員の制度的正当性を承認し、認知的正当性には言及しない傾向にあった。生態移民は、生態移民政策との関与が深い当事者である。このようなアクターは政治的強制力を基盤とする制度的正当性ではなく、専門性や信頼性といった認知的基盤によって自他の正当性を考慮すると考えられる。一方、政策への関与の浅い非当事者としての立場に立つ都市住民は、制度的基盤にもとづいて自他の権利の承認・否認を行う可能性がある。すなわち、恩名村での調査で見出された制度的正当性による認知的正当性の阻害効果は当事者には発生せず、非当事者にもみ発生することが示唆された。

(4) “誰がなぜゲーム”による実験的検討

本研究では、コモンズの管理権をめぐる多様なアクター間での自他の正当性の相互承認に関する実験的検証と、正当性について人々に理解と考察を促す教育訓練ゲームの提供を目的として、“誰がなぜゲーム” (Who & Why game; W²G) を開発した。

このゲームは、新石垣空港建設をめぐる多様なアクターの係争(熊本, 1999)をモデルとして、離島の空港建設をめぐる地元住民・一般市民・環境団体員・行政職員の立場に置かれた4名のプレイヤーが討論を行い、空港建設の是非を決定する正当な権利がこれら4つのアクターのいずれにあるのか、討論の前後で順位づけるものである(野波, 2010a)。

パイロットケースとして大学生56名(すべて女性)を対象にW²G Ver.1を実施した結果、討論の前後で一般住民と環境団体員の正当性は向上しないが、地元住民と行政職員の正当性の評価が高くなった。すなわちプレイヤー同士の討論は、正当性の基盤として、地元住民の持つ当事者性と、行政職員の持つ法規性への注視を促すことが示唆された。

この結果を受けて本研究ではさらに、W²G Ver.1を改良し、上記4種のアクターを演じる

プレイヤーの役割同一化を深め、実験ツールとしての操作性を高めた“誰がなぜゲーム Ver.2” (W²G II)を作成した。男女大学生399名(うち有効データは391;男性187名、女性204名)を対象にW²G IIを実施した。なおゲームの手順は以下の通りである(野波, 2010b)。

ゲーム参加者は、一度におよそ70名前後で教室に集まり、ゲーム実施者からルール等の説明を受けた後、8~10名を1組としてゲームを開始した。各組にはゲーム開始時に、各プレイヤーのキットとなるプリント(シナリオや4種のアクターそれぞれの意見を記載)や質問紙のほか、シナリオのモデルとなった新石垣空港建設問題の概要と、これに関与していた実際の上記4種のアクターの意見をそれぞれのHP(石垣市商工会、WWFサンゴ礁保護研究センター、新石垣空港課など)から抜粋・編集した冊子が配布された。この冊子は、ゲーム中にプレイヤーが自己の意見を決めたり討論でそれを表明したりする際の資料にさせると同時に、それを通じてゲームでの役割同一化を深める操作の一環ともなった(図4参照)。ゲームの所要時間は、ルール説明や質問紙への回答を含めて約90分であった。



図4 “誰がなぜゲーム Ver.2” (W²G II)の実施場面

ゲーム中、討論の前後に質問紙で4つのアクターそれぞれの正当性や信頼性などに関する評価を訊ねた。これを分析したところ、アクター全員による討論を経た後では、空港建設の賛否が一致するアクター間で相互の正当性の評価が向上すること、当事者性を持つ地元住民と法規性を持つ行政職員の正当性が高まることが示された。こうした結果は、先述したパイロットケース(野波, 2010b)とも一致する。

W²G IIによる実験的検証により、アクターすべてによる討論には、アクター間での正当性の相互承認構造に一定の変化を生じさせる効果のあることが示唆された。コモンズに関するアクター間の討議がもたらすこうした効果を明らかにすることは調査的研究では難しく、シミュレーション・ゲーミングを用いて正当性を実験的に検討する本研究の意義は、この点にあると言える。今後、コモンズに関与するアクター間での正当性の相互承認の一致・不一致がガバナンス構築に及ぼす影響を実験的に検証する上で、W²G IIは有効なツールになると期待できる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計6件)

①野波寛・加藤潤三 コモンズ管理者の承認

- をめぐる 2 種の正当性, コミュニティ心理学研究, 査読有, 13, 2010, 1-14. (印刷中)
- ②野波寛・加藤潤三・中谷内一也 コモンズの管理者は誰か? 社会心理学研究, 査読有, 25, 2009, 81-91.
- ③野波寛・加藤潤三 コミュニティ・アイデンティティとトポフィリアが環境配慮行動に及ぼす効果, 心理学研究, 査読有, 80, 2009, 25-32.
- ④中谷内一也・野波寛・加藤潤三 沖縄赤土流出問題における一般住民と被害者住民の信頼比較, 実験社会心理学研究, 査読有, 49, 2009, 205-216.
- ⑤加藤潤三・野波寛 2 種類の目標意図およびコモンズの連続性認知が地域住民の環境配慮行動に及ぼす影響, 実験社会心理学研究, 査読有, 49, 2009, 191-204.
- ⑥今井葉子・野波寛・高村典子 ため池に対する価値観が環境保全の態度と行動意図に与える影響, 農村計画学会誌, 査読有, 28, 2009, 219-224.
- [学会発表] (計 17 件)
- ①野波寛・加藤潤三・中谷内一也 制度的正当性は認知的正当性を阻害する? 日本社会心理学会第 51 回大会, 2010, 広島大学.
- ②加藤潤三・野波寛・中谷内一也 沖縄における住民のコミュニティ価値の検討, 日本社会心理学会第 51 回大会, 2010, 広島大学.
- ③坂本剛・野波寛・ハズネル敦 コモンズの重層性と草原の価値評価, 日本社会心理学会第 51 回大会, 2010, 広島大学.
- ④野波寛・坂本剛 草原の管理権をめぐる多様なアクターの相互承認構造, 日本グループ・ダイナミクス学会第 57 回大会, 2010, 東京国際大学.
- ⑤野波寛 コモンズとしての公共政策の決定権は誰にある?: 正当性に関する実験的検証と教育を目指した「誰がなぜ?」ゲームの開発, 日本環境教育学会第 21 回大会, 2010, 沖縄コンベンションセンター.
- ⑥野波寛 コモンズとしての公共政策の決定にかかわる多様なアクターの正当性: 権利の相互承認に関する実証と教育を目的とした"Who & Why Game"の開発, 日本シミュレーション&ゲーミング学会全国大会, 2010, 江戸川大学.
- ⑦野波寛・加藤潤三・中谷内一也・杉浦淳吉 公共問題における当事者と非当事者が選ぶ正当性, 日本心理学会第 74 回大会, 2010, 大阪大学.
- ⑧坂本剛・野波寛 コモンズ管理方法の評価における差異, 日本心理学会第 74 回大会, 2010, 大阪大学.
- ⑨ Nonami, H., Kato, J., & Nakayachi, K. Community identity and perceived legitimacy for managers of commons, 27th International Conference of Applied Psychology, 2010, Melbourne(Australia).
- ⑩野波寛・加藤潤三・中谷内一也・杉浦淳吉 公共問題における説得効果と正当性, 日本社会心理学会・日本グループ・ダイナミクス学会合同大会, 2009, 大阪大学.
- ⑪加藤潤三・野波寛・中谷内一也 赤土流出問題に対する村落住民と都市住民の環境配慮行動の相違, 日本社会心理学会・日本グループ・ダイナミクス学会合同大会, 2009, 大阪大学.
- ⑫ Nonami, H. & Willis, B. The source of legitimacy in commons management, The 11th European Congress of Psychology, Final Program on CD, 2009, Oslo (Norway)
- ⑬ Nonami, H., Hirose, Y., Ohnuma, S., & Midden, C. Effects of voice and similarity on social acceptance, 8th Biennial Conference on Environmental Psychology, Final Program on CD, 2009, Zurich (Swiss)
- ⑭野波寛・加藤潤三・中谷内一也 コモンズの保全を目的とした共同統治システムの成立過程, 日本コミュニティ心理学会第 12 回大会, 2009, 東北大学.
- ⑮野波寛・加藤潤三・中谷内一也 コモンズの管理をめぐる異種業者間の正当性, 日本心理学会第 72 回大会, 2008, 北海道大学.
- ⑯加藤潤三・野波寛・中谷内一也 環境問題におけるステークホルダー間の責任帰属認知が住民の環境配慮行動に及ぼす影響, 日本社会心理学会第 49 回大会, 2008, 鹿児島大学.
- ⑰ Nonami, H., Ohnuma, S., Hirose, Y., & Midden, C. Effects of similarity and voice on procedural fairness and trust, XXIX International congress of psychology, 2008, Berlin (Deutschland).
- [図書] (計 1 件)
- ①野波寛・岡本卓也・小杉考司 集団間関係の社会心理学, 晃洋書房, 2010, 234
- [産業財産権]
- 出願状況 (計 0 件)
- 取得状況 (計 0 件)
- [その他] 特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

野波 寛 (NONAMI HIROSHI)
 関西学院大学・社会学部・教授
 研究者番号: 50273206

(2) 研究分担者

加藤 潤三 (KATO JUNZO)
 琉球大学・法文学部・講師
 研究者番号: 30388649
 中谷内 一也 (NAKAYACHI KAZUYA)
 同志社大学・心理学部・教授
 研究者番号: 50212105